

三分の一ということで決められておったわけでございまして、当初予算におきましては、補正前の額三千五百万円というようなことで計画をしておりましたか、本年度から、全体事業に対します起債許可額、これを差し引きしました残りの二分の一を都の補助とするというようなことで、若干都の財政事情との関連もあるかと思ひますが、減額のやむなきに至ったわけでございまして、それで一応今回、三千万円の減額補正ということに相なります。これにつきましては、今後とも関係市町村がそれぞれ下水道をやっておりますので、東京都に対して、市長会等を通じて、強力にこの補助金の増額につきまして、再考慮をしていただくように、陳情等繰り返していきたいと考えております。

次に繰入金でございまして、一般会計から八千万円の繰り入れをお願いするわけでございまして、これは公共下水道の整備工事の追加施行に伴ひまして、財源補てんをしていただくということでございまして、

次に市債でございまして、二億四千三百万円、事業費二億七千万円の九〇％を起債で賄おうとするものでございまして、

以上、締めて補正額が二億六千万円と相なります。

次に歳出でございしますが、まず総務費四百五百万円の追加でございしますが、これは受益者負担金の分割納付という形で、予算を組んでおったわけでございしますが、一括納付の対象者が、思ったよりふえてきたということで、これに対応いたします。期限前の納付に対する報奨金の増加でございまして、

次に事業費が二億七千万円、これは北部処理分区ほか三工区、先ほど申し上げましたような先行を必要とするもの、そういったものを主体に二億七千万円の追加工事を、五十四年度にしようということで、今回補正をお願いした次第でございまして、

予備費におきまして、歳入との調整といたしまして、一千四百五万円を減額させていただきます。歳入歳出それぞれ二億六千万円と相なるわけでございまして、

次に地方債の補正でございしますが、これは限度額の変更をいたしますので、それに伴ひます補正でございまして、ただいま申しましたように、追加工事として五十四年度施行の二億七千万円の九〇％を起債に仰ぐということに相なりまして、限度額九億九千三百四十万円の既決予算に対しまして、今回補正後におきましては、十二億三千六百四十万円と相しようとするものでございまして、なお、起債の

方法、利率、償還の方法につきましては、従来どおりでございます。

以上、大変難駁でございましたが、議案第九十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算第二号につきまして、説明にかえさせていただきます。

よろしくどうぞ、御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番（関 米吉君） 歳出のセページについてお尋ねしたいんですが、この

受益者負担金納期前納付報奨金というのは、直接納付されるものなんですか。それでその一括納付がふえたということが増額のポイント、直接の原因というような説明ですけれども、報奨金というのはどういう形で納付者に交付されるものであるかという点が一つ。

それからあと、下水道整備費の二億七千万円という大変な額でございますが、いままでの計画から急にこういうふうになって仕事が進んだということによ

るための補正であるんですが、当年度の計画について。

○建設部長（浅見裕康君） 前段の報奨金につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

二億七千万円の補正につきましては、今回施行しようとするものは四路線でございます。従来、当初予算に組んでおりました工事、これのほかに、先ほど申しましたように、五十五年度に防衛関係の道路の補助事業として、ある程度概算要求の時点で見通しのついたということ、したがいまして、その先行といたしまして、工事を施行する必要があるというものが一本でございます。

それから水道の拡張工事が、やはり水道一元化されました、東京都がこの施行の主体を握っているわけでございますが、その工事の施行が可能になりましたというところで、五十四年度にこれから実施するということになります。そういったことに対しまして、一緒に下水道管も入れてしまおうということで、今回市も同時に施行するという取り組みにしたわけでございます。

そのほか、本町幹線、いわゆる西住宅地区の雨水管でございますが、これが現在、御承知のとおり、体育館付近まで来ております。下の川が一応いま通ってお

りますけれども、これを取り込んでしまおうということで、今回これから敷設するわけでございますけれども、開削工事の部分に雨水管をジョイントして、今度本町幹線で多摩橋のわきに落としていこうという計画をしております。これがやはり見通しがつきましたので、今回の補正をお願いしようということでございます。

それからもう一つ、一六号の関係でございます。目白病院の付近、これが建設省との協議の結果、当初は開削で小さい管で施行する予定でございましたけれども、許可変更、やはり推進で行えというような指示がございまして、したがいまして、八百ミリになります。深くもなりますし、そうしたことでもう一本、通称サービス管とっておりますけれども、二百五十ミリの通常入っております公共下水道管を、やはり埋設する必要があるということで、これが今回補正をお願いしようということでございまして、

四本を中心といたしました今回の補正でございます。工期的に現在行っております工事、当初予算との見合いで消化できるかどうかという判断の上に立て、一応五十四年度中に完成できるという見通しで、今回補正をお願いしたという

次第でございます。

○下水道課長(岡部清人君)

報奨金につきましてお答え申し上げます。

報奨金につきましては、五年一度に納付いただく場合には、その時点において最初の一期分を差し引きまして、残りの十九期に対して、最高二〇%を納付していただく時点でお支払いするという形をとっております。

○十七番(関 米吉君)

その最初の場合において二〇%、これは分割納付ならばたとえば三十万円だと、一括納付だからそこから二〇%引いたものを納めればいいということで、実質的に本人に対してこの金というものは交付されるのではなくて、納付金から引いてやっているのでしょうかと聞いたわけでございます。

○下水道課長(岡部清人君)

ただいまのお話のあったとおりでございます。

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第七議案第九十三号 福生市と西多摩郡羽村町の境界変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 上野重勝君 登壇)

○企画財政部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第九十三号 福生市と西多摩郡羽村町の境界変更について、御説明を申し上げます。

本件は、加美平地域の区画整理の完成に基づきまして、福生市の武蔵野台、

加美平並びに羽村町の神明台等の区画整理区域の境界を変更しようとするものでございまして、地方自治法第七条第一項の規定に基づきまして、東京都知事に申請しようとするものでございます。羽村町におきましても、同様議案が上程中でございまして、早急に議決をいただきまして、事務処理を進めたいというふうに考えている次第でございします。

なお、本件につきましては、すでに昭和四十三年三月十二日に、換地処分完了後に境界の変更をする旨の議決をいただきまして、さらに四十三年四月一日に境界変更等に関する協定書及び覚書を、羽村町長との間に交換をいたしております。

この内容でございしますが、まず地積について、羽村町から福生市に編入になります地積は四万五千四・七三平方メートル、福生市から羽村町に編入になる分につきましては四万五千五百六十四・九九平方メートルでございします。ほとんど同面積となっております。また、人口につきましては、福生市の減少する人口が九十四名、逆に羽村町から福生市に参ります地域の人口は百二十八名で、世帯数では羽村町に行く分が三十四世帯、逆に福生市に来る分が四十九世帯と

なっております。また、小中学校児童生徒につきましては、福生市から羽村町に転出する分については十名、逆に、羽村町から福生市に来る分については十七名というふうになっております。

また、この議決をいただきますと、東京都知事に申請をいたしまして、東京都の十二月都議会において議決をしていただき、来年三月に自治大臣の告示をまちまして、来年四月一日から正式に境界変更をしようとするものでございます。

なお、この境界変更に伴います地域住民への周知につきましては、両市町それぞれの担当者が個別にお伺いをいたしまして、説明をいたしております。また、この境界変更に伴います主な処置といたしましては、小中学校の通学区の問題がございますが、小中学校児童生徒の通学区については昭和四十三年度両市町に交わしました覚書に基づきまして、両市町とも行政指導をいたしておるのが現状でございますが、実際には、児童生徒は福生の六小並びに二中に通学をしているのが、現状でございます。しかし、来年の四月一日付で、正式に境界変更がされますと、学校教育法等の法

規に基づきまして、処置をせざるを得ないわけでございますが、現状を考へまして、児童生徒あるいは保護者の意向等を十分に組み入れまして、区域外就学等の処置をとるように対処をしていきたいと考えております。また、上水道につきましては、四十三年の覚書に基づきまして、それぞれの地域で処理をいたしておりますので、そう大きな問題にはならないのではないかと思っています。

それからもう一つ、下水道の負担金の問題がございますが、福生市の場合には、下水道負担金として平方メートル当たり百八十二円を徴収いたしておりますが、羽村町におきましては、徴収免除ということになっております。これにつきましては、福生市に編入される区域の土地の所有者等につきましては、十分に納得いくように説明をいたしまして、協力をいただくように考えている次第でございます。

以上、その他細かい点につきましては、いろいろ事務処理上の点はございますが、大綱につき申し上げまして、御了解をいただきたいと思います。何とぞ、原案とおり御可決をいただきますようお願いをいたしまして、提案

理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、原案とおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第九十四号財産の取得についてを議題といたします。

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第九十四号の財産の取得についてにつき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づきまして、予定価格が二十万円以上の動産の買入れにつきましては、議会の御議決をいただかなければならないことに相なっておりますのでございします。目下、建設中の仮称中央図書館で使用いたしまする備品の一括購入費が、その二十万円を超えることになりましたので、御議決をいただくべく、本案を提出申し上げた次第でございします。

取得しようとする動産の種類及び数量は、別表のとおり多種多様でございまして、設置場所別に教えれば、種類だけでも五十に及ぶのでございします。

か、その取得に要する価格は本案記載のとおり四千八百六十二万三千円でございます。仮称中央図書館で使用いたしまする市民のための備品の大半を、ここに一括購入しようとするものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、総

務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第九十五号 福生市教育委員会委員の

任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お許しをいただきまして、議案第九十五号 福生市教育委員会委員の任命につきまして、その提案理由並びに内容につきまして、御説明を申し上げます。

昭和五十四年十月二日をもちまして、教育委員野島茂雄君が任期満了となります。したがしまして、直ちに補充をする必要があるわけでございますけれども、私といたしましては、野島茂雄君を再選をしていただきたく存じているわ

けでございまして、法の定めるところによりまして、本議案を御提出申し上げた次第でございします。野島茂雄君は、福生市教育委員を一期務められましたが、その他、履歴書の示すとおり、民生委員、農業委員会委員、また、都市計画の区画整理の委員、都市計画審議会委員、教育委員一期をお務めになりまして、人格円満、しかも非常に意志のかたい方でございしますので、最も適任と存じあげまして、本案を提出した次第でございします。何とぞ、慎重なる御審議をちょうだいいたしまして、御同意をいただきませう。切にお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、原案とおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号につ

いては、原案とおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十 請願第一号 戦後強制抑留者補償に関する

請願書を議題といたします。

事務局をして、請願書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員塩野鉄之助君から、本趣旨の説明を求めます。

(二十四番塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となつて

おります請願第一号 戦後強制抑留者補償に関する請願書の紹介

議員を代表して、補足説明を申し上げます。

先ほど、事務局をして朗読され、すべて内容については言い尽くされており

議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 請一 請二 議八十九 議九十九

足的説明を行わせていただきます。

御承知のとおり、現在市内には、議会及び理事者の御努力によりまして、内出、玉川台、熊川武蔵野、牛浜、志茂、本八、神明及び不動尊の八カ所に児童公園が設けられ、それぞれその地域における児童たちの安心して遊べる施設として喜ばれております。

さて、請願書にも述べられておるとおり、鍋ヶ谷戸第一町内及び第二町内地区は、熊川における中心的地域であつて、今年七月一日現在の世帯調査によれば、南田園地区を除く熊川全域の世帯は四千四百六十七世帯、そのうち鍋ヶ谷戸第一町内が六百四十二世帯、第二町内が六百七世帯で、この両町会を合わせたいわゆる鍋ヶ谷戸地区に、熊川全体の二八％の世帯が居住しておるわけでございます。このような中心的な地域に児童公園が一カ所もなく、しかも最近では車社会と言われるほどに、この道路にも車があふれ、またわずかに残されている遊び場も宅造化の進展によって、子供たちは家庭内にと、だんだん追い込められております。こうした実情から、何とかこの地域に児童公園をという地域市民の願いが、今回の請願となった次第でございます。

児童公園の設置につきましては、用地の確保等いろいろむずかしい問題もあろうかと思ひますけれども、まだまだ理事者がその気になって真剣に取り組めば、この地域における児童公園設置は実現可能と信じ、私及び指田議員の両名が紹介議員となった次第でございます。

何とぞ、本請願の趣旨について御理解を賜り、議員各位の御賛同をいただき、本請願を御採択くださいますようお願いし、簡単なから、紹介議員を代表しての説明といたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本件請願に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。請願第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。